

徳島文化芸術ホール（仮称）整備事業
公募型プロポーザル

応 募 要 項

徳 島 県

令和3年5月14日

（令和3年5月18日改訂）

（令和3年6月7日改訂）

（令和3年6月28日改訂）

（令和3年8月6日改訂）

目 次

1	事業目的	1
2	徳島文化芸術ホール（仮称）について	1
3	事業概要	2
4	事業方式	2
5	スケジュール	4
6	現場見学	5
7	質問及び回答	5
8	参加資格要件	6
	(1) 総則	6
	(2) 共同企業体の全構成員に共通する参加要件	7
	(3) 設計企業の資格	8
	(4) 工事監理企業の資格	9
	(5) 施工企業の資格	10
	(6) 配置予定技術者の資格	10
9	参加表明書の提出	14
10	技術提案書等の提出	16
11	審査・選定	20
	(1) 審査委員会の設置	20
	(2) 選定フロー	21
	(3) 優先交渉権者の選定に係る非選定理由についての質問	22
12	設計業務の契約締結	23
13	工事等の価格交渉から契約まで	23
14	その他契約に関する事項	24
15	その他留意事項	25
16	担当窓口	26

Summary

1 事業目的

徳島では、四国三郎・吉野川流域の肥沃な大地で培われた「阿波藍」による経済的繁栄を受けて、「阿波人形浄瑠璃」や「阿波おどり」といった「伝統芸能」が盛んに行われ、また、遍路文化の「お接待の精神」が生んだ「板東俘虜収容所」がアジア初演の地となった「ベートーヴェン・第九」に代表される「クラシック」、さらには、30年以上続く「徳島ジャズストリート」で培われた「ジャズ」文化など、音楽をはじめとした多彩な文化芸術が、広く県民の皆様の中に息づいてきました。

一方で、耐震性の問題により、平成27年度から「文化センター」の利用が中止となり、県都に1000席以上の客席規模の公共ホールがない状況が続いており、「新ホール整備」に関する検討が、文化団体や専門家をはじめ、広く県民の皆様方の御意見、御提案を頂きながら、永きにわたり行われてきました。

本事業では、新たに整備されるホールがより良いものになるよう、共に創造する最適なパートナーを見つけることを目的としています。

2 徳島文化芸術ホール（仮称）について

本施設は、県民が文化芸術を享受する場としてだけでなく、県民が活発に文化芸術活動を行う中心的な場となるため、文化芸術の創造活動や、交流、鑑賞など、それぞれの活動特性に配慮した施設計画とする必要があります。

また、周辺施設や文化活動団体と連携し、文化芸術活動を通じたまちづくり、地域づくりの拠点となり、周辺地城をはじめとする県域全体の活性化やにぎわいを生み出していくための工夫が求められます。

人々が日常的に集い、内部のにぎわいを外部からも感じられる空間とし、内部空間と外部空間のネットワークを構築することより、にぎわい空間に広がりが見られる中心的施設となることを目指しています。

なお、徳島県は、本施設の事業者の選定において、公平性及び透明性を確保しつつ、提案力の優れた設計案をより広く募ることを目的として、一次審査では「設計者の審査」を行い、二次審査にて「設計者・施工者の審査（計画・施工・コスト）」を行うこととします。

3 事業概要

(1) 業務名

「徳島文化芸術ホール（仮称）」整備事業

(2) 設置者

徳島県知事 飯泉 嘉門

(3) 業務場所

徳島県徳島市徳島町城内 1 番地ほか

(4) 施設概要

要求水準書のとおり

(5) 事業費参考価格

設計費、工事費及び工事監理費の事業費参考価格については、以下のとおりです。提案額（参考見積価格）が、事業費参考価格を超過した場合は、失格とします。

また、優先交渉権者決定後の最終見積（本見積）の提出に際し、徳島県において、予定価格を設定するものとします。

① 設計費

850,000,000 円（消費税及び地方消費税 10%を含む。）

※ 上記には、構造計算適合性判定、大臣認定・性能評価、建築物エネルギー消費性能適合性判定等の申請手数料を含む。

※ この他に、設計意図伝達業務に要する費用として 120,000,000 円（消費税及び地方消費税 10%を含む。）を別途予定している。

② 工事費

19,400,000,000 円（消費税及び地方消費税 10%を含む。）

③ 工事監理費

180,000,000 円（消費税及び地方消費税 10%を含む。）

4 事業方式

本事業は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第 18 条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」の設計交渉・施工タイプを採用しています。優先交渉権者として選定され

た者と設計業務の契約を締結した後、発注者と優先交渉権者との間で締結される協定に基づき、価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に、工事、工事監理業務の契約を締結します。

また、工事については、第1工区（大ホール棟・コモン棟）、第2工区（小ホール棟）及び第3工区（外構（駐車場を含む。））に分割し、契約を締結します。

なお、本事業は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける事業です。

5 スケジュール

(1) 事業者の選定スケジュール

選定に当たっての手順及びスケジュールの概要は、以下のとおりです。
また、スケジュールは、状況により変更する場合があります。

日 程 (予定)	内 容
令和3年 5月14日(金)	・公告及び応募要項等の公表
〃	・質問書(第1回)及び参加表明書(一次審査)受付開始
5月28日(金)	・質問書提出締切(第1回)
6月7日(月)	・質問回答書公表(第1回)
〃	・質問書受付開始(第2回)
6月14日(月)	・参加表明書(一次審査)締切
6月16日(水)～6月18日(金)	・参加資格確認結果通知①
6月21日(月)	・質問書提出締切(第2回)及び一次審査書類の受付開始
6月28日(月)	・質問回答書公表(第2回)
7月9日(金)	・一次審査書類の提出締切
7月16日(金)	・一次審査
〃	・一次審査結果の公表(選定設計者の公表)
〃	・参加表明書等(二次審査)受付開始
8月23日(月)	・参加表明書等(二次審査)締切
〃	・二次審査書類の受付開始
8月25日(水)～8月27日(金)	・参加資格確認結果通知②
9月9日(木)	・二次審査書類の提出締切
9月18日(土)	・二次審査①
9月19日(日)	・二次審査②
〃	・二次審査結果の公表

(2) 事業の実施スケジュール

日 程 (予定)	内 容
令和3年 9月下旬	見積合わせ
10月上旬	契約締結(設計業務)
10月～	基本設計・実施設計
令和5年 4月～	大ホール棟・コモン棟の着工(第1工区)
令和6年 2月～	小ホール棟の着工(第2工区)
令和8年 2月	大ホール棟・コモン棟の竣工(第1工区)※
9月	小ホール棟の竣工(第2工区)
	外構の竣工(第3工区)

※大ホール棟・コモン棟は、令和8年2月28日までに引き渡すこと。
(建築基準法第18条第24項の規定による仮使用の承認を得ること)

※小ホール棟は、令和8年9月30日までに引き渡すこと。

6 現場見学

対象敷地はすべて公共用地であり、敷地見学における制約がないこと、また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、現場見学は各自で実施することとします。

なお、現場見学の際は、極力、公共交通機関を利用し、関連施設の一般利用者に配慮してください。

7 質問及び回答

(1) 質問書の受付期間

- ・ 第1回 公告日から令和3年5月28日（金）午後5時まで（必着）
- ・ 第2回 令和3年6月7日（月）から令和3年6月21日（月）午後5時まで（必着）

(2) 提出先

- ・ 徳島県 未来創生文化部 文化・未来創造課（プロジェクト担当）
- ・ E-mail bunkamiraisozoka@pref.tokushima.jp
- ・ TEL 088-621-2249

(3) 提出方法

- ・ 質問書を、電子メール（Excel データ形式）にて提出してください。
- ・ メールタイトルは、「徳島文化芸術ホール（仮称）質問書」としてください。
- ・ 送信後に、必ず電話により受信を確認してください。

(4) 回答日

- ・ 第1回 令和3年6月7日（月）
- ・ 第2回 令和3年6月28日（月）

(5) 閲覧方法

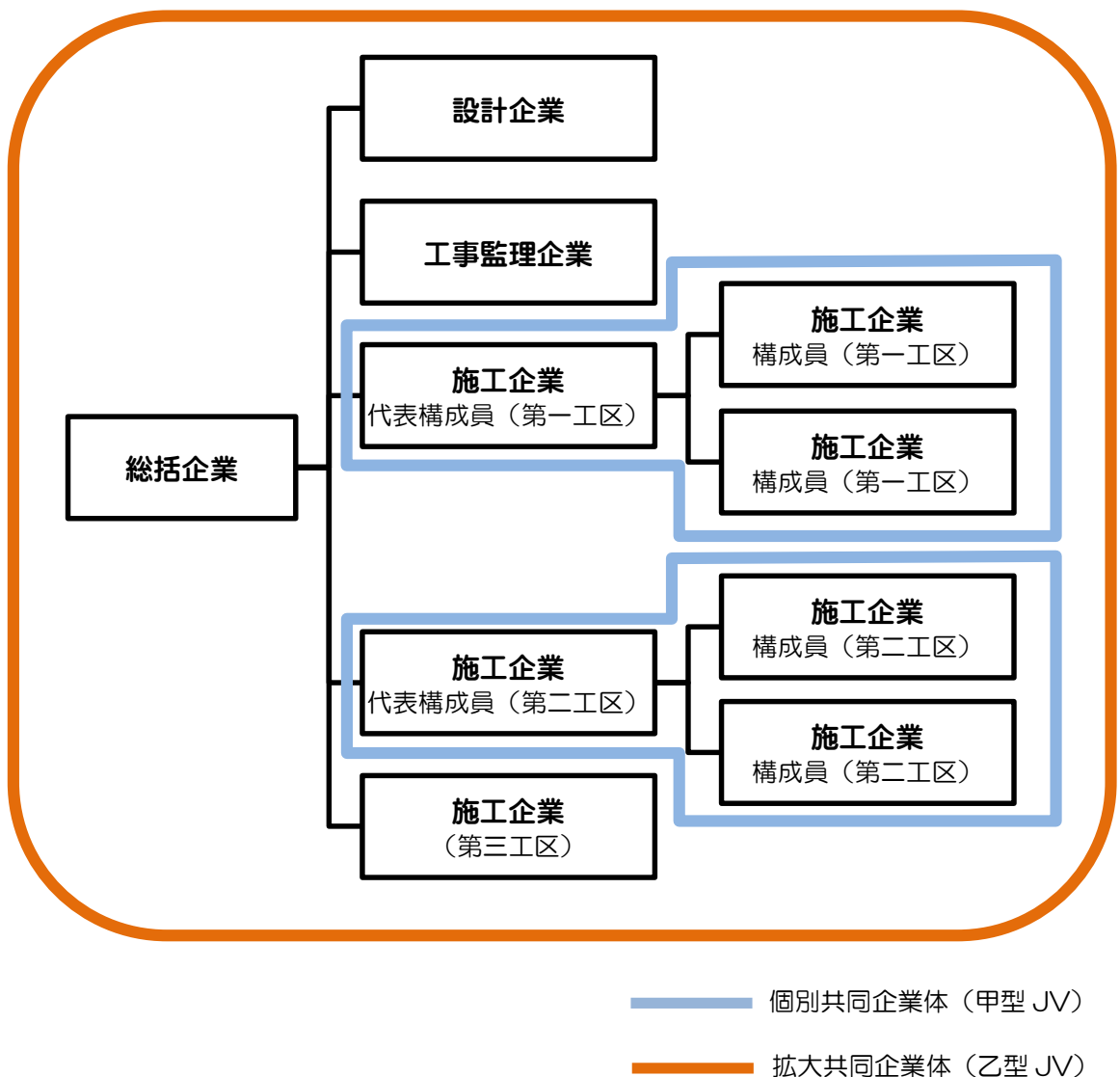
- ・ 県ホームページに掲載
<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kyoiku/bunka/5046262>

8 参加資格要件

(1) 総則（共同企業体の構成等）

① 本事業における複数の企業による共同企業体（以下「拡大共同企業体」という。）の構成にあたっては、下表のとおり、拡大共同企業体の構成員のうち、出資額が最大の構成員を「総括企業」として定めた上で、設計企業、工事監理企業及び施工企業の役割を明確に定めてください。なお、施工企業においては、工区を以下の通り分類するものとします。

- ・ 第一工区 大ホール棟及びコモン棟の建設（建設に必要な解体を含み、外構工事除く。）
- ・ 第二工区 小ホール棟の建設（建設に必要な解体を含み、外構工事を除く。）
- ・ 第三工区 外構工事（外構工事には、駐車場その他の施設整備を含む。）



② 第一工区及び第二工区の施工企業にあつては、それぞれの工区において共同企業体（以下「個別共同企業体」という。）を構成するものとし、各工区において代表構成員を定めてください。また、各個別共同企業体を、拡大共同企業体の構成員として位置づけるものとしてください。

- ③ 拡大共同企業体は拡大共同企業体協定書（様式集参照）に、個別共同企業体は工区ごとに個別共同企業体協定書（様式集参照）に基づく協定をそれぞれ締結してください。
- ④ 施工企業においては、各工区の構成員の上限を以下の通りとします。
 なお、設計企業及び工事監理企業の構成員の数は任意とします。
- ・第一工区 3者（うち、代表構成員1者）
 - ・第二工区 3者（うち、代表構成員1者）
 - ・第三工区 1者
- ⑤ 構成員（第一工区）と構成員（第二工区）は、同一の企業が兼ねることはできないものとします。
- ⑥ 各構成員に必要な出資比率は、以下の通りとします。
 なお、各工区の工事費については、提案者の見積りに応じて定めるものとします。
- ・設計企業 制限なし
 - ・工事監理企業 制限なし
 - ・施工企業の代表構成員（第一工区） 第一工区における出資比率が最大
 - ・施工企業の構成員（第一工区） 第一工区の工事費に対して25%以上（3者の場合）
 第一工区の工事費に対して35%以上（2者の場合）
 - ・施工企業の代表構成員（第二工区） 第二工区における出資比率が最大
 - ・施工企業の構成員（第二工区） 第二工区の工事費に対して25%以上（3者の場合）
 第二工区の工事費に対して35%以上（2者の場合）
 - ・施工企業（第三工区） 制限なし
- ⑦ 一次審査で選出された参加者（以下「選定設計者」という。）が、二次審査にあたって拡大共同企業体を構成する場合、一次審査において技術提案書を提出した他の参加者を含めることは認めません。なお、単独企業において設計部門と施工部門を有するゼネコン等が一次審査において選定設計者とならなかった場合、当該ゼネコン等が他の選定設計者と拡大共同企業体を構成することは可能ですが、当該ゼネコン等は拡大共同企業体における設計企業及び工事監理企業の役割を担うことはできませんので、注意してください。

(2) 共同企業体の全構成員に共通する参加要件

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止となっていない者であること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に

基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

- ④ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算の開始の命令がなされた者でないこと。
- ⑤ 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。
- ⑥ 徳島県暴力団排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中の者でないこと。
- ⑦ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止命令を受けている者でないこと。
- ⑧ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定による事務所閉鎖命令を受けている者でないこと。
- ⑨ 最近 1 年間に於いて法人税、法人事業税、法人県民税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- ⑩ 審査委員会の委員の所属する企業及びその企業並びに有限会社空間創造研究所と、資本面又は人事面において関係がない者であること。
- ⑪ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置を受けていない者であること。

(3) 設計企業の資格

一次審査前の確認事項：①の要件を満たすこと
二次審査前の確認事項：①・②・③の要件を満たすこと
優先交渉権者決定後の確認事項：④の要件を満たすこと

- ① 建築士法第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。複数の者が設計企業として参加する場合は、設計企業として参加する全ての構成員が一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ② 平成 13 年 4 月 1 日から公告日までの間で、次に掲げるア及びイの要件を満たす建築物の新築工事の実設計業務を元請として履行した実績を有する者であること。複数の者が設計企業として参加する場合は、当該設計企業のうち、少なくとも 1 者が、当該実績を有する者であること。

ア 次に掲げる用途のいずれかに該当すること

劇場（音楽堂を含む。）、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、博物館、美術館、図書館又はスポーツの練習場

イ 次に掲げる条件のいずれかに該当すること

なお、条件 b によることとする場合は、条件 a に該当する施工実績を有する代表構成員から意見を求める体制が確立されている場合に限る。

- a 1,500 席以上の客席を有する, 又は延べ面積が 15,000 m²以上であること
 - b 1,000 席以上の客席を有する, 又は延べ面積が 7,000 m²以上であること
- ③ 配置予定技術者として, 参加表明書の提出日以前に申請者と 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係のある者であって, 「(6) 配置予定技術者の資格」に示す要件を満たす者を本工事の期間中に配置できること。
- ④ 令和 2・3 年度徳島県一般競争入札参加資格業者名簿 (測量・建設コンサルタント等業者) (以下「参加資格業者名簿」という。) に登載されている者又は当該名簿への登載要件を満たす者であること。

(4) 工事監理企業の資格

<p>一次審査前の確認事項：－</p> <p>二次審査前の確認事項：①から④までの要件を満たすこと</p> <p>優先交渉権者決定後の確認事項：⑤の要件を満たすこと</p>
--

- ① 建築士法第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること, 複数の者が工事監理企業として参加する場合は, 工事監理企業として参加する全ての構成員が一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ② 平成 13 年 4 月 1 日から公告日までの間で, 次に掲げるア及びイの要件を満たす建築物の新築工事の監理業務を元請として履行した実績を有する者であること。複数の者が工事監理企業として参加する場合は, 当該工事監理企業のうち, 少なくとも 1 者が, 当該実績を有する者であること。
- ア 次に掲げる用途のいずれかに該当すること
劇場 (音楽堂を含む。), 映画館, 演芸場, 観覧場, 公会堂, 集会場, 博物館, 美術館, 図書館又はスポーツの練習場
- イ 次に掲げる条件のいずれかに該当すること。なお, 条件 b によることとする場合は, 工事監理業務の履行にあたり, 定期報告の強化 (報告回数の増加その他の県が求める取組み) を求める。
- a 1,500 席以上の客席を有する, 又は延べ面積が 15,000 m²以上であること
 - b 1,000 席以上の客席を有する, 又は延べ面積が 7,000 m²以上であること
- ③ 配置予定技術者として, 参加表明書の提出日以前に申請者と 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係のある者であって, 「(6) 配置予定技術者の資格」に示す要件を満たす者を本工事の期間中に配置できること。
- ④ 施工企業でない者であるか, 又は施工企業と資本金若しくは人事面において関係がない者であること。
- ⑤ 参加資格業者名簿に登載されている者又は当該名簿への登載要件を満たす者であること。

(5) 施工企業の資格

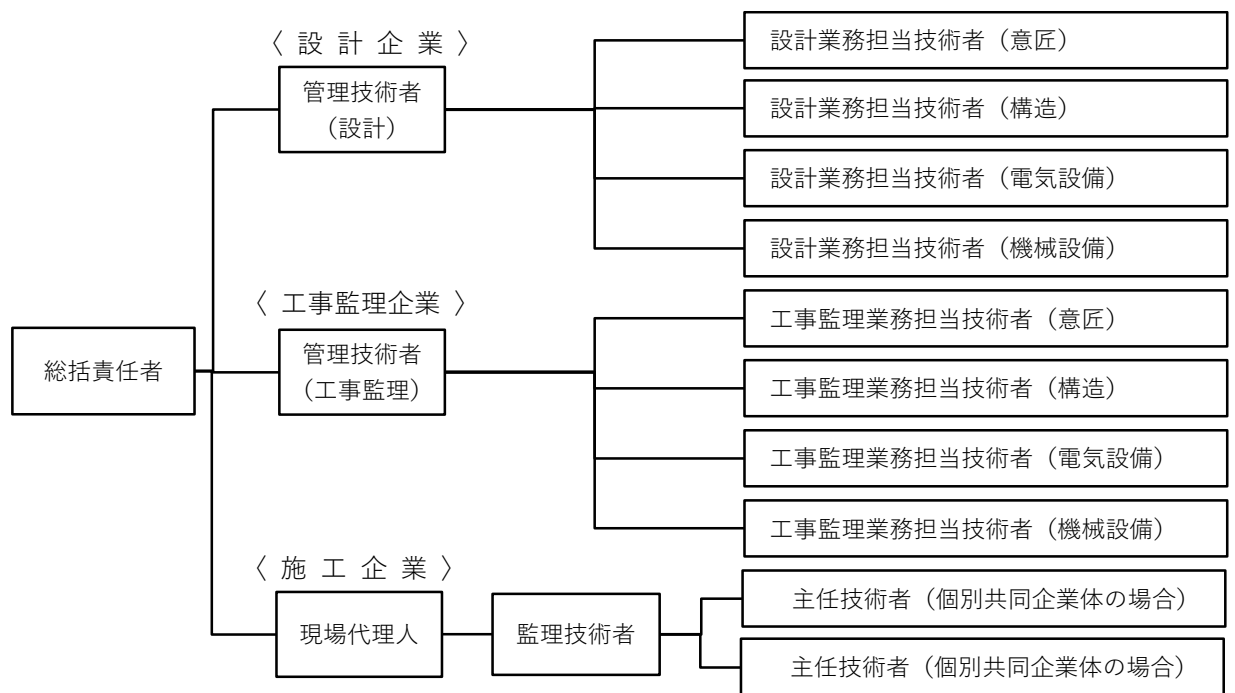
一次審査前の確認事項：－
二次審査前の確認事項：①から④までの要件を満たすこと
優先交渉権者決定後の確認事項：⑤の要件を満たすこと

- ① 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査の建築一式工事の総合評点が、以下のアからオまでに掲げる工区ごとに、当該アからオまでに掲げる点数以上であること。
 - ア 施工企業の代表構成員（第一工区） 1,200 点
 - イ 施工企業の構成員（第一工区） 1,000 点
 - ウ 施工企業の代表構成員（第二工区） 1,200 点
 - エ 施工企業の構成員（第二工区） 900 点
 - オ 施工企業（第三工区） 900 点
- ② 第一工区及び第二工区の構成員（施工部門）にあっては、平成 13 年 4 月 1 日から公告日までの間で、次に掲げるア及びイの要件を満たす建築物の新築工事の施工業務を元請として履行した実績を有する者であること。一つの工区において複数の者が構成員として参加する場合は、代表構成員が当該実績を有する者であること。
 - ア 次に掲げる用途のいずれかに該当すること
劇場（音楽堂を含む。）、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、博物館、美術館、図書館又はスポーツの練習場
 - イ 以下の a 及び b に掲げる工区ごとに、当該 a 及び b に掲げる条件に該当すること
 - a 第一工区 1,500 席以上の客席を有する、又は延べ面積が 15,000 ㎡以上であること
 - b 第二工区 500 席以上の客席を有する、又は延べ面積が 5,000 ㎡以上であること
- ③ 配置予定技術者として、参加表明書の提出日以前に申請者と 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係のある者であって、「(6) 配置予定技術者の資格」に示す要件を満たす者を、工区ごとに本工事の期間中に配置できること。
- ④ 工事監理企業でない者であるか、又は工事監理企業と資本金若しくは人事面において関係がない者であること。
- ⑤ 令和 3 年度徳島県建設工事一般競争入札参加資格業者名簿に建設工事の種類が「建築一式工事」で記載されている者又は当該名簿への記載要件を満たす者であること。

(6) 配置予定技術者の資格

(6-1) 総則

- ・ 配置予定技術者は、それぞれ次の要件を満たすこと。
- ・ 特記無き限り、同一人物が下記に示す配置予定技術者を兼任することは認めない。
- ・ 配置予定技術者は、日本語が堪能であること。



(6-2) 総括責任者

- ・ 総括責任者は、設計業務、工事監理業務、工事及び設計意図伝達業務の取りまとめ役として、事業全体の進捗管理を行い、技術提案やコスト管理などについて取りまとめを行うこと。また、県との調整業務を担うこととする。
- ・ 総括責任者は、共同企業体の総括企業に所属する者であること。

(6-3) 設計企業

① 管理技術者（設計）の資格

- ・ 次に掲げるア及びイの要件を満たすこと。
 - ア 建築士法第2条第2項の規定に基づく一級建築士の資格を有すること。
 - イ 「8 参加資格要件」の「(3) 設計企業の資格」の②に掲げる業務と同じ業務経験を有すること。
- ・ 次のいずれかの配置予定技術者と兼任することができる。
 - 管理技術者（工事監理）又は工事監理業務担当技術者（意匠）

② 設計業務担当技術者（意匠）の資格

- ・ 建築士法第2条第2項の規定に基づく一級建築士の資格を有すること。
- ・ 次のいずれかの配置予定技術者と兼任することができる。
 - 管理技術者（工事監理）又は工事監理業務担当技術者（意匠）

- ③ 設計業務担当技術者（構造）の資格
 - ・ 建築士法第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づく構造設計一級建築士の資格を有すること。
 - ・ 工事監理業務担当技術者（構造）と兼任することができる。

- ④ 設計業務担当技術者（電気設備）の資格
 - ・ 建築士法第 10 条の 2 第 2 項の規定に基づく設備設計一級建築士又は建築士法施行規則第 17 条の 18 の規定に基づく建築設備士の資格を有すること。
 - ・ 次の配置予定技術者と兼任することができる（複数可）。
 - 設計業務担当技術者（機械設備），工事監理業務担当技術者（電気設備）又は工事監理業務担当技術者（機械設備）

- ⑤ 設計業務担当技術者（機械設備）の資格
 - ・ 建築士法第 10 条の 2 第 2 項の規定に基づく設備設計一級建築士又は建築士法施行規則第 17 条の 18 の規定に基づく建築設備士の資格を有すること。
 - ・ 次の配置予定技術者と兼任することができる（複数可）。
 - 設計業務担当技術者（電気設備），工事監理業務担当技術者（電気設備）又は工事監理業務担当技術者（機械設備）

(6-4) 工事監理企業

- ① 管理技術者（工事監理）の資格
 - ・ 次に掲げるア及びイの要件を満たすこと。
 - ア 建築士法第 2 条第 2 項の規定に基づく一級建築士の資格を有すること。
 - イ 「8 参加資格要件」の「(4) 工事監理企業の資格」の②に掲げる業務と同じ業務経験を有すること。
 - ・ 次のいずれかの配置予定技術者と兼任することができる。
 - 管理技術者（設計）又は設計業務担当技術者（意匠）

- ② 工事監理業務担当技術者（意匠）の資格
 - ・ 建築士法第 2 条第 2 項の規定に基づく一級建築士の資格を有すること。
 - ・ 次のいずれかの配置予定技術者と兼任することができる。
 - 管理技術者（設計）又は設計業務担当技術者（意匠）

- ③ 工事監理業務担当技術者（構造）の資格
 - ・ 建築士法第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づく構造設計一級建築士の資格を有すること。
 - ・ 設計業務担当技術者（構造）と兼任することができる。

- ④ 工事監理業務担当技術者（電気設備）の資格
 - ・ 建築士法第 10 条の 2 第 2 項の規定に基づく設備設計一級建築士又は建築士法施行規則第

17条の18の規定に基づく建築設備士の資格を有すること。

- ・ 次の配置予定技術者と兼任することができる（複数可）。
設計業務担当技術者（電気設備），設計業務担当技術者（機械設備）又は
工事監理業務担当技術者（機械設備）

- ⑤ 工事監理業務担当技術者（機械設備）の資格
 - ・ 建築士法第10条の2第2項の規定に基づく設備設計一級建築士又は建築士法施行規則第17条の18の規定に基づく建築設備士の資格を有すること。
 - ・ 次の配置予定技術者と兼任することができる（複数可）。
設計業務担当技術者（電気設備），設計業務担当技術者（機械設備）又は
工事監理業務担当技術者（電気設備）

(6-5) 施工企業

① 現場代理人の資格

- ・ 当該工事現場に常駐することができる者であること。
- ・ 各工区に配置すること。この場合，第一工区及び第二工区は，代表構成員において配置すること。
- ・ 総括責任者又は監理技術者と兼任することができる。

② 監理技術者の資格

- ・ 第一工区及び第二工区については，次に掲げるアからエまでの要件を満たすこと。
第三工区においては，次に掲げるアからウまでの要件を満たすこと。
ア 一級建築施工管理技士，一級建築士その他の建築工事業（建築工事一式）の監理技術者となりうる資格等を有すること。
イ 監理技術者資格者証を有すること。
ウ 監理技術者講習を修了していること。
エ 「8 参加資格要件」の「(5) 施工企業の資格」の②に掲げる業務と同じ業務経験を有すること。
- ・ 各工区に配置すること。この場合，第一工区及び第二工区は，代表構成員において配置すること。
- ・ 総括責任者又は現場代理人と兼任することができる。
- ・ 他の工事現場の監理技術者との兼任（特例監理技術者）は認めない。

③ 主任技術者の資格（個別共同企業体の場合）

- ・ 一級建築施工管理技士，二級建築施工管理技士，一級建築士，二級建築士その他の主任技術者となりうる資格等を有すること。
- ・ 第一工区及び第二工区について，代表構成員以外の構成員において配置すること。
また，代表構成員以外の構成員が複数の場合は，それぞれの構成員において配置すること。

9 参加表明書の提出

(1) 参加表明書の提出（一次審査）

① 受付期間

- ・ 公告日から令和3年6月14日(月) 午後5時まで（必着）

② 提出先

- ・ 徳島県 未来創生文化部 文化・未来創造課（プロジェクト担当）
- ・ E-mail：bunkamiraisozoka@pref.tokushima.jp
- ・ TEL 088-621-2249

③ 提出方法

- ・ 参加表明書を電子メール（Excel データ形式）にて提出してください。
- ・ メールタイトルは「徳島文化芸術ホール（仮称）参加表明書」としてください。
- ・ 送信後に、必ず電話により受信を確認してください。

④ 提出書類

- ・ 参加表明書として、以下のア及びイの書類を提出してください。

ア 参加表明書

イ 建築士事務所登録証明書（登録元である各都道府県（指定事務所登録機関を含む。）において発行された証明書）

⑤ 参加資格の確認通知

- ・ 参加資格の確認結果は、令和3年6月16日(水)までに、事務局から電子メールにより通知いたします。
- ・ 参加資格を満たしている参加者には、技術提案書の管理に用いる受付番号を通知します。
- ・ 参加表明書を提出された方は、次のとおり、それぞれ対応してください。

参加表明書を提出された方の区分		対応
6月16日までに通知を受け取った方	参加資格を満たしている旨の通知を受け取った方	特に対応は必要ありません。
	参加資格を満たしていない旨の通知を受け取った方	「参加資格がないと認められた理由の説明」を求めることができます。説明を求める場合は、6月23日午後5時までに上記提出先宛に請求文書を送付ください。
6月16日までに通知を受け取っていない方		6月17日午後5時までに「文化・未来創造課（088-621-2249）」までお電話ください。

(2) 参加表明書等の提出（二次審査）

① 受付期間

- ・ 令和3年7月16日(金)から令和3年8月23日(月) 午後5時まで（必着）

② 提出先

- ・ 〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
徳島県 未来創生文化部 文化・未来創造課（プロジェクト担当）
※封筒の表書に「徳島文化芸術ホール（仮称）参加表明書在中」と記載してください。

③ 提出方法

- ・ 郵送又は信書便事業者による配送にて提出してください。

④ 提出書類

- ・ 様式1：参加表明書（二次審査用）
- ・ 様式2-1から2-5まで：共同企業体業務分担表
- ・ 様式3-1から3-4まで：業務実績調書
- ・ 様式4：配置予定技術者一覧表
- ・ 様式4-1から4-5まで：配置予定技術者調書
- ・ 共同企業体協定書

⑤ 参加資格の確認通知

- ・ 参加資格の確認結果は、令和3年8月25日(水)までに、事務局から電子メールにより通知いたします。
- ・ 参加表明書を提出された方は、次のとおり、それぞれ対応してください。

参加表明書を提出された方の区分		対応
8月25日までに通知を受け取った方	参加資格を満たしている旨の通知を受け取った方	特に対応は必要ありません。
	参加資格を満たしていない旨の通知を受け取った方	「参加資格がないと認められた理由の説明」を求めることができます。説明を求める場合は、8月30日午後5時までに上記提出先宛に請求文書を送付ください。
8月25日までに通知を受け取っていない方		8月26日午後5時までに「文化・未来創造課（088-621-2249）」までお電話ください。

⑥ その他

- ・ 様式集の留意事項を遵守してください。

10 技術提案書等の提出

(1) 技術提案書の提出（一次審査）

① 受付期間

- ・ 令和3年6月21日（月）から令和3年7月9日（金）午後5時まで（必着）

② 提出先

- ・ 〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
徳島県 未来創生文化部 文化・未来創造課（プロジェクト担当）
※封筒の表書に「徳島文化芸術ホール（仮称）技術提案書在中」と記載してください。

③ 提出方法

- ・ 郵送又は信書便事業者による配送にて提出してください。

④ 提出物

- ・ 技術提案書（一次審査用）

⑤ 技術提案書の体裁

- ・ 以下の体裁等を遵守する範囲内で、自由様式とします。

記載方法	自由記述とし、次の記載内容を、図面、文章、表、概念図、スケッチ、イメージ写真等を用いて分かりやすく表現すること。	
枚数 記載内容	3枚（A3版・JIS規格） ※折り込み不可	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンセプト ・ 外観・内観イメージ ・ 配置計画 ・ 平面計画 ・ 断面計画 ・ 劇場計画
	枚数任意（A4版・JIS規格）	・ 面積表、座席数
字の大きさ	指定しない。 ただし、提出された技術提案書原本で審査することを考慮して、適正な大きさとする。	
図の縮尺	任意（各図の近傍に用いた縮尺を記載すること）	
タイトル	図書の1枚目に分かりやすく表示すること。	
受付番号 通し番号	全ての図書の右上に縦1.5cm×横5cmの枠を設け、その中に上記9(1)⑤で示した「受付番号」と、図書の「通し番号（1/3, 2/3, 3/3）」を記載すること。	
印刷方法	片面印刷、彩色可能	
余白	指定しない	

- ・ 評価は、要求水準書の記載内容を踏まえつつ、特に「徳島文化芸術ホール（仮称）整備事業公募型プロポーザル審査基準」（以下「審査基準」という。）によることとしておりますので、技術提案書の作成に当たっては参考にしてください。

⑥ 提出形式

- ・ 上記⑤に従って作成した技術提案書を「10部（そのうち1部は審査会での掲示用にスチレンボード（厚5mm）に貼り付けたもの）」を提出してください。
- ・ スチレンボードに貼り付けた1部を除く9部については、1部ごとにクリップ留めとしてください。
- ・ 併せて、技術提案書を電子データ（PDF形式）で保存したCD-R「2部」（表面に受付番号を記載）を提出してください。

⑦ 受理確認通知

- ・ 提出物の受理確認は、令和3年7月12日(月)までに、事務局から電子メールにより通知いたします。
- ・ 受理確認通知を受け取った方は、次のとおり、それぞれ対応してください。

技術提案書を提出された方の区分	対応
7月12日までに 受理確認通知を受け取った方	特に対応は必要ありません。 ※受理確認通知に無効又は失格の通知が含まれていた方は、その後の審査の対象となりません。
7月12日までに 受理確認通知を 受け取っていない方	7月13日午後5時までに「文化・未来創造課（088-621-2249）」までお電話ください。

⑧ その他

- ・ 技術提案書について、参加者が特定される情報を記入しないでください。特に、電子データについて、プロパティで表示される作成者情報等、参加者が特定される情報を記入しないでください。
- ・ 技術提案書の体裁、形式等について不備があった場合、15（9）に掲げる「失格」又は「無効」要件に該当し、原則として審査対象から除くこととなりますので、くれぐれもご注意ください。
- ・ 様式集の留意事項を遵守してください。

(2) 技術提案書等の提出（二次審査）

① 受付期間

- ・令和3年8月23日（月）から令和3年9月9日（木）午後5時まで（必着）

② 提出先

- ・〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
徳島県 未来創生文化部 文化・未来創造課（プロジェクト担当）
※封筒の表書に「徳島文化芸術ホール（仮称）技術提案書在中」と記載してください。

③ 提出方法

- ・郵送又は信書便事業者による配送にて提出してください。

④ 提出物

- ・技術提案書（二次審査用）
- ・提案時参考見積書

⑤ 技術提案書の体裁

- ・以下の体裁等を遵守する範囲内で、自由様式とします。

記載方法	自由記述とし、次の記載内容を、図面、文章、表、概念図、スケッチ、イメージ写真等を用いて分かりやすく表現すること。	
枚数 記載内容	10枚以内 (A3版・JIS規格) ※折り込み不可	審査基準・別表2の「A 設計業務」の項目について記載すること。 なお、以下に掲げる全ての図面は必ず含めること。 ・配置図 ・各階平面図 ・断面図 ・外観パース、内観パース、鳥瞰パース
	枚数任意 (A4版・JIS規格)	面積表、座席数
	3枚 (A3版・JIS規格) ※折り込み不可	審査基準・別表2の「B 施工業務」の項目について記載すること。 なお、事業工程表は必ず含めること。
字の大きさ	指定しない。 ただし、提出された技術提案書原本で審査することを考慮して、適正な大きさとすること。	
図の縮尺	各階平面図は1/500とすること。 その他は任意（各図の近傍に用いた縮尺を記載すること）。	
タイトル	図書の1枚目に分かりやすく表示すること。	
受付番号 通し番号	全ての図書の右上に縦1.5cm×横5cmの枠を設け、その中に上記9(1)	

	⑤で示した「受付番号」と、図書の「通し番号（1/〇, 2/〇, …）」を記載すること。
印刷方法	片面印刷, 彩色可能
余白	指定しない

- ・ 評価は、要求水準書の記載内容を踏まえつつ、特に審査基準によることとしておりますので、技術提案書の作成に当たっては参考にしてください。

⑥ 提案時参考見積書の体裁

- ・ 以下の様式に応じた見積書を提出してください。

様式 5	提案時参考見積書
様式 5-1 から 5-7 まで	提案時見積内訳書

- ・ 1 部ごとに左上をステープル留めとすること（10 部提出）。
- ・ 地盤対策工事（既存杭の引き抜き、地盤改良）については、様式 5-7（提案時見積内訳書（地盤対策工事費内訳））により見積額を提示すること。その際、応募要項 3(5)に示す事業費参考価格とは別に予算を計上する予定であるため、提案時参考見積額に含める必要がないことに注意すること。

⑦ 提出形式

- ・ 上記⑤に従って作成した技術提案書を「10 部（そのうち 1 部は審査会での掲示用にスチレンボード（厚 5 mm）に貼り付けたもの）」提出してください。
- ・ スチレンボードに貼り付けた 1 部を除く 9 部の技術提案書については、1 部ごとにクリップ留めとしてください。
- ・ 上記⑥に従って作成した提案時参考見積書を「10 部」提出してください。
- ・ 提案時参考見積書は 1 部ごとにホチキス留めとしてください。
- ・ 技術提案書及び提案時参考見積書を電子データ（PDF 形式）で保存した CD-R を「2 部」（表面に受付番号を記載）提出してください。

⑧ 受理確認通知

- ・ 提出物の受理確認は、令和 3 年 9 月 10 日(金)の正午までに、事務局から電話（参加表明書（二次審査）に記載された窓口の電話番号あて）により通知いたしますので、電話連絡を確実に受けられる準備を整えておくようお願いします。

⑨ その他

- ・ 技術提案書の体裁、形式等について不備があった場合、15（9）に掲げる「失格」又は「無効」要件に該当し、原則として審査対象から除くこととなりますので、くれぐれもご注意ください。
- ・ 様式集の留意事項を遵守してください。

11 審査・選定

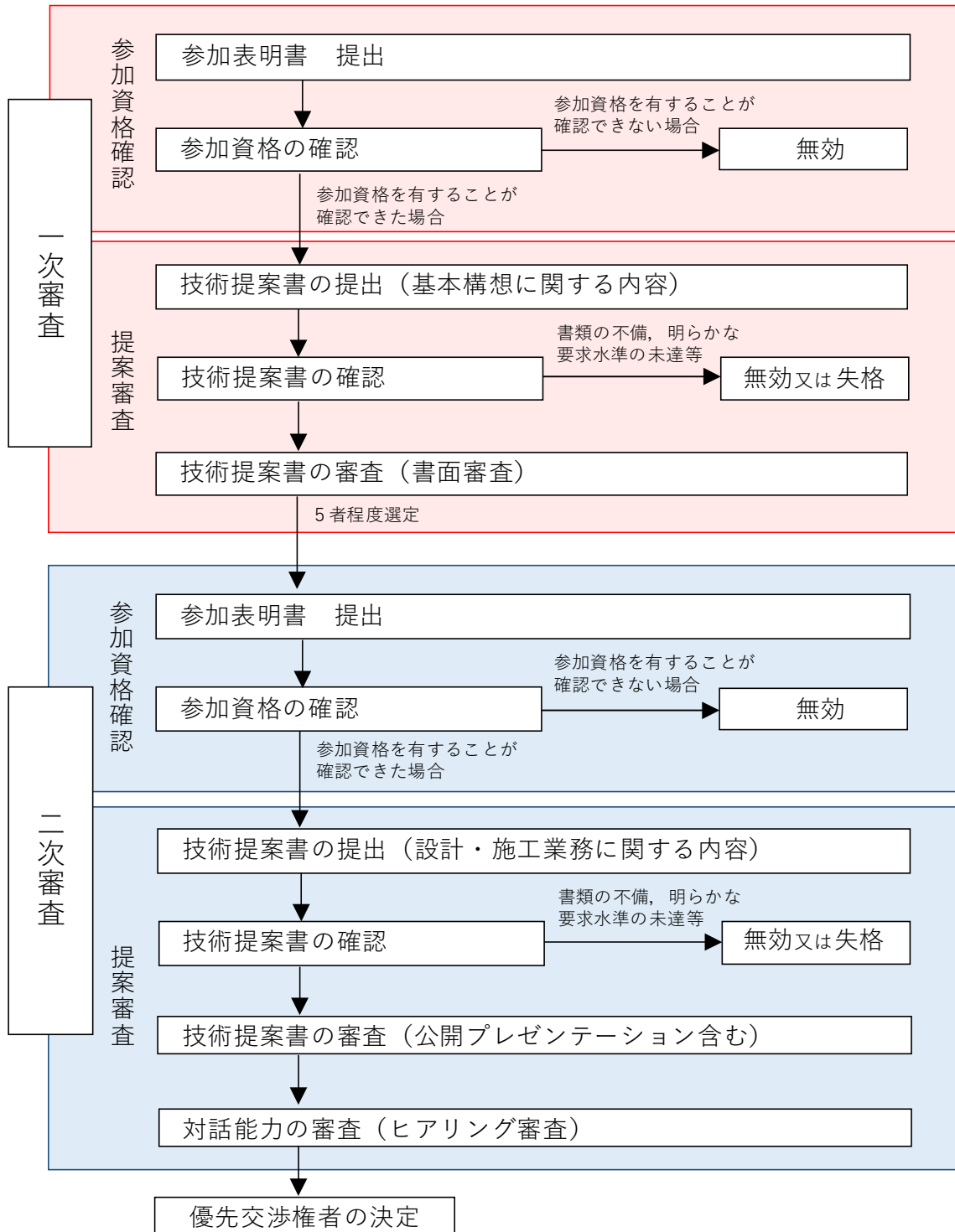
審査については、有識者によって構成される「徳島文化芸術ホール（仮称）整備事業・公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、審査基準に基づき行うこととします。

(1) 審査委員会の設置

※敬称略。氏名の順序は50音順による。 委員長：●

分野	氏名／所属・役職	
建築	小泉 雅生（こいずみ まさお） ・東京都立大学大学院 都市環境科学研究科 建築学域 教授 ・小泉アトリエパートナー	 ©黒木武浩
建築	●妹島 和世（せじま かずよ） ・横浜国立大学大学院 Y-GSA 教授 ・妹島和世建築設計事務所 主宰	 ©Aiko Suzuki
舞台 芸術 (劇場 運営)	津村 卓（つむら たかし） ・一般財団法人 地域創造 プロデューサー	
建築	中山 英之（なかやま ひでゆき） ・中山英之建築設計事務所 主宰 ・東京藝術大学 美術学部 建築科 准教授	
音楽	板東 久美（ばんどう くみ） ・徳島文理大学 音楽学部 教授	
地域 づくり	松重 和美（まつしげ かずみ） ・四国大学・四国大学短期大学部 学長	
舞台 芸術 (劇場 運営)	眞野 純（まの じゅん） ・神奈川県民ホール／KAAT 神奈川芸術劇場 館長	

(2) 選定フロー



※詳細については、審査基準を参照のこと。

(3) 優先交渉権者の選定に係る非選定理由についての質問

優先交渉権者に選定されなかった者は、次のとおり、その理由について説明を求めることができます。

① 当該非選定理由についての質問書の提出期間

- ・ 優先交渉権者決定日から1週間

② 提出先

- ・ 徳島県 未来創生文化部 文化・未来創造課（プロジェクト担当）
- ・ E-mail bunkamiraisozoka@pref.tokushima.jp
- ・ TEL 088-621-2249

③ 提出方法

- ・ 質問書（任意様式）を、電子メールにて提出してください。
- ・ 送信後に、電話により受信を確認してください。

④ 回答

- ・ 質問書受付日から、1週間を目処に通知します。

12 設計業務の契約締結

優先交渉権者の選定後、優先交渉権者が「8 参加資格要件」の(3)④、(4)⑤及び(5)⑤に示す資格を満たしていることを確認します。

資格を満たしていることが確認できた後、徳島県は、優先交渉権者と設計業務について見積合わせを行い、契約を締結します。同時に、徳島県と優先交渉権者の間で工事の契約に至るまでの手続きに関する協定を締結するものとします。

資格を満たしていることの確認ができない場合、またその他の理由により優先交渉権者と合意に至らなかった場合は、契約交渉の不成立が確定し、次点交渉権者と契約交渉を進めることとします。

なお、優先交渉権者は、見積合わせ時に、設計着手から全ての工事が竣工するまでの工程表を提出してください。

13 工事等の価格交渉から契約まで

(1) 契約交渉

本事業は、設計業務の契約後、優先交渉権者が設計を実施しながら価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に、工事、工事監理業務及び設計意図伝達業務の契約を締結します。

なお、価格交渉は以下のとおり実施します。

- ・ 参考額又は予定事業規模と見積額との間に著しい乖離があり、その内容の妥当性が認められない場合など、見積条件を見直す必要がある場合は、当該条件の見直しに関して交渉を行い、合意条件を確認する。
- ・ 積算基準等から乖離のある工種について乖離の理由及び積算基準等から乖離のある工種について、乖離の理由及び見積りの根拠の妥当性の確認を行う。
- ・ 見積りの根拠に関しては、優先交渉権者から同一工種の工事実績での資機材の支払伝票、資機材の支払伝票、日報、出面等の資料の出面等の資料等の提示を求めることがある。

優先交渉権者と合意に至らなかった場合は、契約交渉の不成立が確定し、次点交渉権者と設計業務に係る契約交渉を進めることとします。

(2) 契約締結

契約交渉の結果、合意が得られた場合、交渉が成立したものとして、工事、工事監理業務及び設計意図伝達業務の契約を締結します。価格等の交渉を経ても、参考額又は予定事業規模と見積額の乖離が残り、その内容の妥当性や必要性が認められない場合は、交渉を不成立とし、優先交渉権者を契約の相手方としないこととします。

なお、契約後に、価格等の交渉時に合意した見積条件が、実際の条件と異なることが判明した場合には、実際の条件に合わせて、契約額の変更を行うこととします。

14 その他契約に関する事項

(1) 書類の優先順位

書類の優先順位は、次のとおりとし、各書類間で相違がある場合は優先順位の高いものを正とします。その他、優先順位等について疑義が生じた場合には、県と協議の上で決定することとしてください。

- ①契約書
- ②質問回答書
- ③要求水準書
- ④技術提案書

(2) 特殊な技術に基づく技術提案の採用

公募型プロポーザル方式を採用し、優先交渉権者との見積合わせによる随意契約締結を行う場合、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）」第11条の規定に従う必要があります。

本事業にあっては、同条第1号に規定する「特許権等の排他的権利」又は「特殊な技術」に係る特定役務の調達の相手方として優先交渉権者を特定する必要があることから、鉄道固体音対策、埋蔵文化財の保全方法、地下工作物（既存杭等）の処理、地下水対策などについて特許権等の排他的権利や特殊な技術に基づく技術提案を求めることとします。

(3) 審査委員による事業支援

審査委員は、優先交渉権者の選定に深く関わり、技術提案の内容を詳細に把握している立場にあることから、設計業務の契約締結時点などの県が指定する時期に、事業の進捗状況について県との意見交換を行うことを予定しています。

優先交渉権者の選定後、当該意見交換の結果を踏まえて、県は審査時に提出された技術提案書が適切に活かされているか、設計方針が県の要求水準に見合ったものになっているか等について、優先交渉権者と協議を行うこととします。

15 その他留意事項

(1) 一次審査で提出される技術提案書の提示

本プロポーザルにおいては、一次審査での選定設計者が施工者との共同企業体を構成した上で二次審査に参加することとする方式としていることから、本事業への参加を希望する施工者が選定設計者を選ぶ場合の判断材料として、一次審査段階での技術提案書が重要となります。

従って、選定設計者においては、本事業への参加を希望する施工者からの請求に応じて、原則として、技術提案書を当該施工者に提示することとしてください。ただし、既に共同企業体を構成している場合（見込みを含む。）は、この限りではありません。

なお、施工者への提示の方法（図書の郵送、選定設計者が指定した場所での閲覧など）については、選定設計者で判断していただいて差し支えありません。

(2) 費用負担

- ・ 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に要する費用は、参加者が負担するものとします。

(3) 賞金

- ・ 選定設計者を含む二次審査の応募者には、賞金を支払うこととします。

(4) 提出書類の取扱い

- ・ 参加者より提出された書類等は返却しないものとします。
- ・ 技術提案書に含まれる著作権、特許権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利を用いた結果生じた事象に係る責任はすべて参加者が負うものとします。
- ・ 本プロポーザルの終了後、徳島県において技術提案書をまとめた作品集を作成する場合には、提出いただいた書類等を掲載することを予定しています。掲載を希望しない参加者は、参加表明書の提出に際して、その旨を明記してください。
- ・ 参加表明書及び技術提案書等は、本手続以外に提案参加 JV 又は参加資格保有者に無断で使用することを禁じます。ただし、公平性、透明性及び客観性を確保するために必要があるときは、公表することがあります。

(5) 徳島県からの提示資料の取扱い

- ・ 県が本事業に関して提供する資料は、本事業への提案に係る検討以外の目的で使用しないでください。

(6) 提案参加 JV 等の複数提案の禁止

- ・ 提案参加 JV 又は参加資格保有者は、1つの提案のみ行うことができます。

(7) 使用言語及び通貨

- ・ 本プロポーザルにおいて使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とします。

(8) 失格要件

- ・ 以下に掲げるいずれかに該当する場合は、その参加者は失格となることがあります。
 - ア 各法令等に適合しないことが判明した場合
 - イ 参考見積価格が応募要項で示す上限価格を超過している場合
 - ウ 優先交渉権者決定後に、配置予定技術者を配置できなくなった場合（ただし、同等の資格を有する者に変更し、徳島県が認めた場合はこの限りでない。）

(9) 無効要件

- ・ 以下に掲げるいずれかに該当する場合は、その参加者は無効となる場合があります。
 - ア 他人の作品を盗用した疑いがあると審査委員会が認めた場合
 - イ 本プロポーザルに関し、審査委員会の委員に、直接、間接を問わず接触を求めた場合
 - ウ 参加資格要件を満たさない場合
 - エ 提出書類に関して、次のいずれかに該当する場合
 - ・ 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
 - ・ 様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合
 - ・ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - ・ 虚偽の記載がある場合
 - オ その他、審査委員会が不適格と認めた場合

16 担当窓口

- ・ 徳島県 未来創生文化部 文化・未来創造課（プロジェクト担当）
- ・ 〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
- ・ E-mail bunkamiraisozoka@pref.tokushima.jp
- ・ TEL 088-621-2249
- ・ FAX 088-621-2934

Summary

- (1) Contract details: Arts and Culture Hall design and construction.
- (2) Project period: From the start of the contract through September 30, 2026
- (3) Project Main address: 1 Tokushimachojonai, Tokushima City, Tokushima Prefecture.
- (4) Application submission deadline: 5:00pm, Monday, June 14, 2021.
- (5) First Technical proposal submission deadline: 5:00pm, Friday, July 9, 2021.
- (6) Second Technical proposal submission deadline: 5:00pm, Thursday, September 9, 2021.
- (7) Contract information: **Tokushima Prefectural Government**

Future Development and Culture Department

Culture and Future Creation Division
Bandai Town, Tokushima City, Tokushima Prefecture
770-8570, Japan
TEL: 81-88-621-2249
FAX 81-88-621-2934

